

# 青森県報

第七百六十号

令和六年  
五月十三日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

○生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………	(健康医療 福祉政策課)	… 一
○生活保護法による指定介護機関の介護予防支援事業所の所在地変更の届出……………	(同)	… 二
○生活保護法による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………	(同)	… 二
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同)	… 三
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………	(同)	… 四
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同)	… 四
○生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同)	… 四
○生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………	(同)	… 五
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防支援事業所の所在地変更の届出……………	(同)	… 五
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………	(同)	… 五

地変更の届出…………… (同) …… 六

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 六

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 七

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 七

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 八

## 告 示

### 青森県告示第二百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年五月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分
やはば歯科クリニック	柏崎歯科下田シヨッピングセンター診療所	名称
	上北郡おいらせ町中野平四〇の一(イオンモール下田内)	所在地
	令和 六・三・一	変更 年月日

青森県告示第三百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年五月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分
社会福祉法人内潟療護園	社会福祉法人内潟療護園	名称
北津軽郡中泊田 大字深郷 一〇二	北津軽郡中泊田 大字深郷 一〇二	主たる事務所の所在地
中泊町地域 包括支援センター	中泊町地域 包括支援センター	名称
北津軽郡中泊田 大字中里字宝森 一〇二	北津軽郡中泊田 大字中里字宝森 一〇二	所在地
令和 三・一・二五		変更 年月日

変更後	変更前
社会福祉法人内潟療護園	社会福祉法人内潟療護園
北津軽郡中泊田 大字深郷 一〇二	北津軽郡中泊田 大字深郷 一〇二
中泊町地域 包括支援センター	中泊町地域 包括支援センター
北津軽郡中泊田 大字中里字宝森 一〇二	北津軽郡中泊田 大字中里字宝森 一〇二
令和 六・二・一	

青森県告示第三百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年五月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分
社会福祉法人内潟療護園	社会福祉法人内潟療護園	名称
北津軽郡中泊田 大字深郷 一〇二	北津軽郡中泊田 大字深郷 一〇二	主たる事務所の所在地
介護予防生活支援の種別	介護予防生活支援の種別	種類
中泊町地域 包括支援センター	中泊町地域 包括支援センター	名称
北津軽郡中泊田 大字中里字宝森 一〇二	北津軽郡中泊田 大字中里字宝森 一〇二	所在地
令和 三・一・二五		変更 年月日

変更後	変更前	変更後	変更前
社 梶 株 式 会 社	社 会 福 祉 法 人 湯 療 護 園 内 社	北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 深 二 郷 一 木	北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 深 二 郷 一 木
南 津 軽 郡 田 舎 館 村 大 字 東 光 寺 字 前 七 〇 の 二	介 護 予 防 ア マ ネ ジ メ ン ト	中 泊 町 支 域 包 括 援 助 セ ン タ ー	中 泊 町 支 域 包 括 援 助 セ ン タ ー
サ ー ビ ス 訪 問 型	ヘルパー ショールーム いかち	北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 山 一 里 〇 字 亀 森 七 〇 の 一 社 健 康 セ ン タ ー 内	北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 山 一 里 〇 字 亀 森 七 〇 の 一 社 健 康 セ ン タ ー 内
五 七 一	六 二 一		

青森県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年五月十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

区 分	
名 称	居 宅 介 護 事 業 者
主たる事務所の所在地	居 宅 介 護 事 業 者
名 称	居 宅 介 護 事 業 所
所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所
変 更 日	年 月 日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
社 会 福 祉 法 人 中 泊 町 社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 法 人 中 泊 町 社 会 福 祉 協 議 会	北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 宝 森 一 里 二 〇 の 一	北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 宝 森 一 里 二 〇 の 一	北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 山 一 里 〇 の 一	北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 山 一 里 〇 の 一
認 知 症 対 応 型 共 同 介 護	通 所 介 護	訪 問 介 護	社 会 福 祉 法 人 中 泊 町 社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 法 人 中 泊 町 社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 法 人 中 泊 町 社 会 福 祉 協 議 会
グ ル ー プ ホ ー ム し ぽ さ い	社 会 福 祉 法 人 中 泊 町 社 会 福 祉 協 議 会 通 所 介 護 事 業 所	社 会 福 祉 法 人 中 泊 町 社 会 福 祉 協 議 会	北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 朝 間 一 五 〇 の 二	北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 山 一 里 〇 の 一	北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 山 一 里 〇 の 一
〃	〃	〃			令 和 六 二 一

青森県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年五月十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

変更後	変更前	区分	
		名称	介護予防事業者
七里泊北 〇町軽 の亀大 一山郡 中	の里泊北 二宝軽 一森郡 中	社 会 福 祉 中 泊 社 協 議 会	介 護 予 防 事 業 者
生活 応 認 介 護 共 同 支 援		介 護 予 防 事 業 の 種 類	
お ほ い グ ル ー プ し		名 称	介 護 予 防 事 業 所
の泊泊 二町大 五朝軽 一問郡 小		所 在 地	
令 和 六 ・ 三 ・ 一		変 更 年 月 日	

青森県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年五月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	
		名称	介護予防・日常生活支援事業者
七里泊北 〇町軽 の亀大 一山郡 中	の里泊北 二宝軽 一森郡 中	社 会 福 祉 中 泊 社 協 議 会	介 護 予 防 事 業 者
訪 問 型 サ ー ビ ス		介 護 予 防 事 業 の 種 類	
お ほ い グ ル ー プ し		名 称	介 護 予 防 事 業 所
の泊泊 二町大 五朝軽 一問郡 小		所 在 地	
令 和 六 ・ 三 ・ 一		変 更 年 月 日	

変更後	変更前
七里泊北 〇町軽 の亀大 一山郡 中	の里泊北 二宝軽 一森郡 中
通 所 型 サ ー ビ ス	
護 通 事 業 所 介 福 協 議 会 中 泊 社 協 議 会	
五泊泊 字町大 朝軽郡 間大字 二小中	
〃	

青森県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年五月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護支援事業者
一亀町北 山大軽 一七郡 〇中泊 の里中	宝町北 森大軽 一〇中 二里泊	社 会 福 祉 中 泊 社 協 議 会	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
社 会 福 祉 中 泊 社 協 議 会		居 宅 介 護 支 援 事 業 所	
一 大 北 七 〇 中 里 一 七 〇 の 一 山 町		名 称	所 在 地
令 和 六 ・ 三 ・ 一		変 更 年 月 日	

青森県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の

所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年五月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
社 槐 株 式 会 社	南 津 軽 郡 田 舎 館 村 大 字 東 光 寺 字 前 田 七 〇 の 二	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 者
訪 問 介 護	訪 問 介 護	居 宅 介 護 事 業 所 類	居 宅 介 護 事 業 所
い ち ち シ ョ ン さ ス ル パ ー	い ち ち シ ョ ン さ ス ル パ ー	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
黒 石 市 牡 丹 平 字 福 民 西 七 四 の 二 二	黒 石 市 牡 丹 平 字 福 民 西 七 四 の 二 二	所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所
令 和 五 七 一	令 和 五 七 一	変 更 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 所

青森県告示第三百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年五月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者	
	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
株 式 会 社 共 仁 会	弘 前 市 大 字 船 水 三 丁 目 三 の 八	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 業 所 O n e
名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
弘 前 市 大 字 千 年 二 丁 目 六 の 四 一	令 和 六 四 一	

青森県告示第三百八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年五月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分	
		名 称	介 護 予 防 支 援 事 業 所
社 会 福 祉 法 人 内 潟 療 養 園	社 会 福 祉 法 人 内 潟 療 養 園	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 支 援 事 業 所
北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 深 郷 田 一 二 〇 の 二	北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 深 郷 田 一 二 〇 の 二	名 称	介 護 予 防 支 援 事 業 所
中 泊 町 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	中 泊 町 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	所 在 地	介 護 予 防 支 援 事 業 所
北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 中 里 宝 森 一 〇 の 二	北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 中 里 宝 森 一 〇 の 二	変 更 年 月 日	介 護 予 防 支 援 事 業 所
令 和 三 一 二 五	令 和 三 一 二 五		介 護 予 防 支 援 事 業 所

青森県告示第百二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年五月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名称	主たる業務の所在地
社会福祉法人 湯療園内社	社会福祉法人 湯療園内社	社会福祉法人 湯療園内社	社会福祉法人 湯療園内社	介護予防・日常生活支援事業所	介護予防・日常生活支援事業所
北津軽郡中泊町大字甘木一郷二〇の二	北津軽郡中泊町大字甘木一郷二〇の二	北津軽郡中泊町大字甘木一郷二〇の二	北津軽郡中泊町大字甘木一郷二〇の二	介護予防・日常生活支援事業所	介護予防・日常生活支援事業所
介護予防支援センター	介護予防支援センター	介護予防支援センター	介護予防支援センター	介護予防・日常生活支援事業所	介護予防・日常生活支援事業所
中泊町地域包括支援センター	中泊町地域包括支援センター	中泊町地域包括支援センター	中泊町地域包括支援センター	介護予防・日常生活支援事業所	介護予防・日常生活支援事業所
北津軽郡中泊町大字甘木一郷二〇の二	北津軽郡中泊町大字甘木一郷二〇の二	北津軽郡中泊町大字甘木一郷二〇の二	北津軽郡中泊町大字甘木一郷二〇の二	介護予防・日常生活支援事業所	介護予防・日常生活支援事業所
令和六年五月十三日	令和六年五月十三日	令和六年五月十三日	令和六年五月十三日	変更年月日	変更年月日

青森県告示第百三十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年五月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名称	主たる業務の所在地
社会福祉法人 中泊町社会福祉協議会	社会福祉法人 中泊町社会福祉協議会	社会福祉法人 中泊町社会福祉協議会	社会福祉法人 中泊町社会福祉協議会	居宅介護事業者	居宅介護事業者
北津軽郡中泊町大字甘木一郷二〇の二	北津軽郡中泊町大字甘木一郷二〇の二	北津軽郡中泊町大字甘木一郷二〇の二	北津軽郡中泊町大字甘木一郷二〇の二	居宅介護事業者	居宅介護事業者
訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	居宅介護事業者	居宅介護事業者
社会福祉法人 中泊町社会福祉協議会	社会福祉法人 中泊町社会福祉協議会	社会福祉法人 中泊町社会福祉協議会	社会福祉法人 中泊町社会福祉協議会	居宅介護事業者	居宅介護事業者
北津軽郡中泊町大字甘木一郷二〇の二	北津軽郡中泊町大字甘木一郷二〇の二	北津軽郡中泊町大字甘木一郷二〇の二	北津軽郡中泊町大字甘木一郷二〇の二	居宅介護事業者	居宅介護事業者
令和六年五月十三日	令和六年五月十三日	令和六年五月十三日	令和六年五月十三日	変更年月日	変更年月日

変更後	変更前
株式会社 梶株	株式会社 梶株
南津軽郡田舎館村大字東光寺の二七〇の二	南津軽郡田舎館村大字東光寺の二七〇の二
訪問型サービス	訪問型サービス
ヘルパーステーションさいかち	ヘルパーステーションさいかち
黒石市牡丹西の二七四の一七	黒石市牡丹西の二七四の一七
令和六年五月十三日	令和六年五月十三日

変更後	変更前
社団法人中泊 社会福祉 社協議会	社団法人中泊 社会福祉 社協議会
北津軽郡中 泊町大字中 七里字龜山一	北津軽郡中 泊町大字中 の二里字宝森一
通所介護	
社団法人中泊 社会福祉 社協議会	社団法人中泊 社会福祉 社協議会
北津軽郡中 泊町大字小 五字朝間二	北津軽郡中 泊町大字中
〃	

青森県告示第三百十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年五月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分
社団法人中泊 社会福祉 社協議会	社団法人中泊 社会福祉 社協議会	介護予防・日常生活 支援事業所
北津軽郡中 泊町大字中 七里字龜山一	北津軽郡中 泊町大字中 の二里字宝森一	
訪問型 サービス		介護予防 生活支援 事業の種類
社団法人中泊 社会福祉 社協議会	社団法人中泊 社会福祉 社協議会	介護予防・日常生活 支援事業所
北津軽郡中 泊町大字中 七里字龜山一	北津軽郡中 泊町大字中 の二里字宝森一	
令和 六・三・一		変更 年月日

変更後	変更前
社団法人中泊 社会福祉 社協議会	社団法人中泊 社会福祉 社協議会
北津軽郡中 泊町大字中 七里字龜山一	北津軽郡中 泊町大字中 の二里字宝森一
通所型 サービス	
社団法人中泊 社会福祉 社協議会	社団法人中泊 社会福祉 社協議会
北津軽郡中 泊町大字小 五字朝間二	北津軽郡中 泊町大字中
〃	

青森県告示第三百十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年五月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分
社団法人中泊 社会福祉 社協議会	社団法人中泊 社会福祉 社協議会	居宅介護支援事業者
北津軽郡中泊 町大字中里字 宝森一の二	北津軽郡中泊 町大字中里字 宝森一の二	
居宅介護支援事業所		居宅介護支援事業所
社団法人中泊 社会福祉 社協議会	社団法人中泊 社会福祉 社協議会	居宅介護支援事業所
北津軽郡中泊 町大字中里字 宝森一の二	北津軽郡中泊 町大字中里字 宝森一の二	
令和 六・三・一		変更 年月日

青森県告示第三百十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年五月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護事業者
社 梶株式会社	南津軽郡田舎館村大字東光寺字前田七〇の二	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
		訪問介護	
い か ち	ス テ ィ ン グ	名称	居宅介護事業所
		所在地	黒石市牡丹平字福民西七四の二二 黒石市牡丹平字福民西七四の一七
		令和 五・七・一	変更年月日

青森県告示第三百十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年五月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

株式会社共仁会	名称	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	休止年月日
弘前市大字船水三丁目三の八	主たる事務所の所在地			
業所 ラ ボ ン ネ	名称	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所	令和 六・四・一
弘前市大字千年二丁目六の四一	所在地			

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭